

# 令和元年10月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年10月7日(月)  
13時55分～17時05分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件  
議案第23号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 農地パトロール(利用状況調査)による非農地通知について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

## 出席委員 18名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	20番 前田 真一郎

欠席委員 7番 中村 重樹 16番 島倉 博

令和元年10月7日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>議案審議の前に、農地パトロールを行いたいと思います。農地パトロール終了後、こちらに戻り、議事に入りたいと思います。それでは、事務局より農地パトロールについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地パトロール説明)</p> <p>それでは、ただ今から出発いたします。正面玄関にマイクロバスを用意しておりますので、農地パトロール調査箇所の資料をお持ちのうえ、バスに乗車してください。</p>
	<p>〈 農地パトロール 〉</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労様でございました。予定より少し時間がオーバーしましたが、無事終わりました。農地パトロールの講評ということですが、非農地通知および遊休農地については特に委員の皆さまとは判定の基準を共有しようということで実施しております。今回も非農地につきましても、見てもらったとおり、大変な状態になっておりました。非農地になっても仕方ないのかなと思って見てまいりました。2番に関しましては、草も刈ってあり、きちんと管理されていたので問題ないのかなと思いました。3番は農地転用もされて、着々と倉庫が建てられており、予定通りのことをやっていると安心いたしました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会10月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は中村委員さん、島倉委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番の吉江委員さん、20番の前田委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第20号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第21号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計6件</p>

	<p>○議案第23号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号8番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は78㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>補足説明をいたします。農地法第3条第2項5号においては下限面積が定められおり、譲受人の権利取得後の経営面積が5反以上なければ、許可されないことになっております。今回、譲渡人である〇〇さんが売買にて譲り渡す農地の面積は2筆で合計78㎡であり、譲受人である〇〇さんの権利取得後の経営面積は1,838㎡となります。5反要件を満たさないこととなりますが、農地法第3条第2項5号の但し書きで、「農地の位置、面積、形状からみて、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合であって、隣接農地を耕作しているものが、当該農地の権利を取得する場合」は、下限面積未満でも許可できることとされています。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号8番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇3604と3606の田と畑の2筆で、合計面積が78㎡です。申請地は、奥の方で横に溜池があって、すぐそばに山がせまっているような所です。位置図の2ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんの土地が赤い所で、その周りの緑色の所がすべて譲受人の〇〇さんのものです。土改が始まった時に、ご自分で畔</p>

	<p>倒しされて1枚の田んぼにされました。斜線の引いてある所は土改の地域内ですので、この辺が農道になったり田んぼになったりしています。1枚の田んぼにして900㎡くらいです。〇〇さんの父親が亡くなられてから、しばらくして落ち着いたところで〇〇さんに土地の売買を相談されて、合意をされて今回の申請になりました。今回〇〇さんが保有する圃場は元々〇〇さんが耕作管理されていた圃場で、〇〇さんのご自宅からも近く、特に問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第20号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第20号については「承認」といたします。続いて、議案第21号「農地法第4条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第21号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書第2ページをご覧ください。受付番号4番は、申請者が〇〇さんです。4筆の合計面積が86.99㎡で、昭和56年頃から農作業場を建てるため、昭和63年頃から農機具格納庫を建てるため農家住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>今回の申請でお話を伺ってきました。申請人の〇〇さんは現在金沢に住宅を構えておられて、〇〇さんの親が亡くなられて、こちらの土地を売ろうとしたところ、違反転用で建物が建っていたそうです。申</p>

	<p>請地は〇〇の高速の下と〇〇の十字路のちょうど中間くらいにあります。合計面積は 86.99 m<sup>2</sup>で、4筆の違反転用になります。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号5番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号5番は、申請者が〇〇さんです。面積が 111 m<sup>2</sup>で、昭和 55 年頃から農作業場を建てるため、農家住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、6 ページから 8 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号5番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。申請人は小矢部市〇〇319 番地 2 の〇〇さんです。申請地は〇〇319-3 の田で、面積は 111 m<sup>2</sup>です。農家住宅敷地に転用するものであります。〇〇さんのお宅には車が 4 台あり、駐車場として利用するためカーポートを建てようとしているところがあります。現在の田んぼの所に境界をコンクリートブロックで土止めを設置し、雨水用の側溝を設置し排水口に流します。水の使用はありません。隣接耕作者及び区長の同意書も付いております。昭和 55 年頃に建てられた農作業場の一部が違反転用になっており、始末書も出ております。以上で、問題は無いと思います。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第 21 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。続いて、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第22号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号23番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。面積が202㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については9ページから11ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号23番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇1005-1、面積は202㎡です。位置図の9ページから11ページをご覧ください。〇〇の斜め前の方です。申請地を確認してきましたが、しばらく耕作されていないような荒地でした。〇〇さんにお話を伺ってきました。現在は〇〇のアパートにお住まいですが、ご自分の家を持ちたいということで建設の計画をされました。土地は賃貸借権設定をしまして、一般住宅敷地にされます。敷地境界はコンクリートで擁壁をして、生活排水は市の公共柵を利用します。雨水は道路の東側の市の水路に流すということでした。隣接耕作者に確認したところ、用排水については特に問題はないとのことでした。区長や隣接耕作者の同意書も提出されておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等がございますか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんと〇〇さんとはご親戚か何かですか。</p>
〇〇委員	<p>いいえ、他人です。</p>

会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号24番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号24番は、所有権の移転ということで譲受人は〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が351㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については12ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号24番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは駐車場敷地として〇〇さんにお話して承諾を得ました。〇〇さんは〇〇をされているので、作業機械、トラック、従業員等の31台分の敷地を確保したいということです。現在、農地は草刈りもしてあり、自己保全管理状態であります。雨水は道路の側溝に流すということです。隣の〇〇さんの同意書も出ております。よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号25番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号25番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの計4名です。7筆の合計面積が8,475㎡、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号25番につい</p>

	て、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、外3名です。申請地は、〇〇309-1 外6筆で合計面積が 8,475 m<sup>2</sup>です。〇〇さんに確認をしたところ、実際の作業は〇〇さんがされるということで、〇〇さんにお話を聞いてきました。申請地は7筆と書いてありますが、1枚は仲間田で、実際は4筆の状態でありました。位置図の 17 ページをご覧ください。1枚は道を挟んで申請をされておりますが、鉄板を敷いて、そこを渡って作業をするという事でした。万が一のことがあっても、そこは直しますということです。隣接地の地権者と耕作者の方や自治会長、生産組合長の同意書等もありますので、問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号26番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。受付番号26番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。面積が 345 m<sup>2</sup>で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については 19 ページから 21 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号26番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>報告させていただきます。貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんで、お2人は親子です。現在〇〇さんは〇〇のアパートにお住まいですが、赤ちゃんができたので、この機会に新築で家を建てて、親の介護もしたいということで、ご実家の近くで建てたいということでした。お話は、〇〇さんの奥様に伺ってきました。現況は畑になっております。旧国道8号線、現在の県道10号線の淵にあります、位置図の 19 ページをご覧ください。黄色の所が全部〇〇さんの土地です。この真ん</p>



	<p>中の方に、〇〇さんの住宅を建てられるということです。境界はコンクリートの擁壁で仕切って、生活排水は合併浄化槽を設置して、雨水は県道の側溝へ流します。面積は 345 m<sup>2</sup>です。〇〇町内会長さんの同意書も得ておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号 27 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 27 番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。面積が 3,500 m<sup>2</sup>で、倉庫敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、22 ページから 26 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された余暇基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 27 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>この申請の譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。面積は 3,500 m<sup>2</sup>で、事業の拡張のため倉庫を建てたいということでした。契約は 30 年と伺っております。現在こちらの農地は〇〇さんが耕作しております。公道拡張もされます。位置図の 23 ページをご覧ください。こちらは 1 枚の田んぼになっております。用水側の白い所は全て〇〇が耕作しています。県道側の排水は用水に流し、公衆用道路の方は田の排水を設けます。区長や近隣の同意は得ておりますので、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
事務局	<p>補足致します。位置図の 24 ページをご覧ください。右側の図に田と残っている部分がございます。既存地が 7026.42 m<sup>2</sup>で、申請地が 3,500 m<sup>2</sup>です。こちらが一種農地ということで、既存地拡張の場合は既</p>

	<p>存地の2分の1までということになっておりまして、今回 3,500 m<sup>2</sup>を申請されるものであります。次回、こちらの転用の工事が完成しましたら、残りの農地も転用予定であるということです。以上です。</p>
会長	<p>質問が無いようですので、次に、受付番号28番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号28番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が76 m<sup>2</sup>で、平成15年頃から住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、27ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号28番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。〇〇さんが本家で、〇〇さんが分家のご兄弟です。今回、違反転用ということですが、面積は76 m<sup>2</sup>で、今はカーポートになっております。位置図の29ページをご覧ください。申請地はアルミカーポートと書かれている所です。こちらは15年くらい前にすでに宅地化したということですが、実はその5年ほど前に左の255.68 m<sup>2</sup>が転用になっておりました。お2人のお父様が生前、次男の〇〇さんに田んぼを分けると約束をされていて、そちらはちゃんと申請してありました。ですので、今回の所もお父様が申請してあると思っていたのですが、実は申請していなかったのですみませんということでした。なぜ今回これがわかったかといいますと、申請地は県道福光福岡線沿いの所で、現在、用水に蓋をして歩道を付けて拡幅工事に入っております。それで、〇〇さんの田んぼも一部潰れており、農地台帳を確認していたらわかったと聞いております。これからはこういうことが無いように、しっかりとルールを守っていきたいということで、始末書が出ております。区長、土改、小矢部上流土改の承諾も出ておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>

会長	違反転用が多いようです。皆さんも農業委員の立場で何かお気づきのことがあれば、また言っていただきたいと思います。よろしく願いします。質問が無いようですので、「異議なし」として議案第22号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。続いて、議案第23号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第23号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように「10年以上」の利用権設定が2件で、面積が16,007㎡であり、新規が2件となっております。 「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は7ページに記載の通りです。併せて、別紙の富山県農林水産公社からの配分先一覧をご覧ください。こちらに中間管理機構からの配分先が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただ今の件についてですが、ご質問ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第23号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。続いて協議事項「農地パトロール（利用状況調査）による非農地通知について」事務局より説明していただきます。
事務局次長	それでは議案書の8ページをお願いします。農地パトロール（利用

状況調査)による非農地通知について、少し補足をしながら説明します。まず、これまでの流れの説明をいたします。農業委員会として3年間耕作されていない農地を確認していただいております。本来なら、非農地と判定された農地の所有者に対して非農地通知が送られて、同時に農地台帳の農地から除外されるという手続きになるということは、これまでも皆さんに説明してきました。本来なら一方的に通知を送って農地台帳から除外される形ですが、小矢部市農業委員会としては丁寧に行おうということで、まず、こうゆう形でパトロールをして非農地と判断したということ、また、異議があれば農業委員会に連絡をして下さいということを記載した確認依頼書を所有者に送っております。問い合わせの無い所有者に対しては、農業委員さんが訪問をして、確認をしていただいて、作業の取り組みの主旨などを説明した上で、非農地通知書を渡していただきたいとお願いをしております。

それでは、8ページの1番、確認依頼文送付後の状況についてです。9月4日付で確認依頼文を土地所有者66人に送付いたしました。これまでに3件が宛先不明で戻ってきており、1件は別件での相談があり保留としております。よって、今回の非農地通知の対象件数は62件となります。皆さんに訪問していただきたい市内の訪問対象は54件で、市外の8件は事務局で対応致します。続きまして、2番の土地所有者への訪問についてです。内容としましては、農業委員が2人1組で10月25日の金曜日までに訪問し説明していただきます。異議がなければ非農地通知書を渡していただき、もし異議がある場合は非農地通知書を渡さず、そのまま事務局へ返却していただきたいと思っています。3番の農業委員から事務局への報告は、10月25日までに、訪問記録簿を提出していただきたいと思っております。こちらは後ほど説明をいたします。皆さんにお伝えしたいのは、あくまでも非農地通知書を所有者の方に受け取っていただくまでが目的としております。異議があつて通知を受け取っていただけなかった場合は、後で事務局が対応したいと考えております。訪問記録簿に書いていただき事務局に提出していただくところまでをお願いしたいと思います。その後の登記簿の地目の変更等に関してもまた説明をいたしますが、まず訪問していただいて、説明していただいて、非農地通知書をお渡しする。受け取っていただいた時点で農地台帳から除外されるという形になりますので、そこまでを皆さんにお願いしたいと思います。詳細については、この後事務局から説明をさせていただきます。

事務局

それでは、別紙の農業委員用訪問・説明マニュアルをご覧ください。大きく分けて、①から⑬までありますが、緑で封筒内と書かれているものは、実際に訪問されるときにお持ちいただく書類で封筒に入れています。まず、1ページをご覧ください。農業委員の割振り表になります。非農地通知の対象件数は62件で、その内市外の方は8件です。市外の対象者の対応は事務局にて行います。残り54件が、今回委員による訪問件数で、2人1組で10班に分けさせていただきました。1組当たり約5、6件の訪問となっております。次に2ページをご覧ください。先ほどの割振り表の詳細になります。先月9月4日に農地の確認依頼文書送付先で、今回の訪問先になります。例を挙げますと、1班の〇〇さんのように、確認依頼文の郵送先の氏名と登記簿の氏名が同じ方と、〇〇さんのように、登記簿上は〇〇さんで、郵送先、訪問先の氏名と異なっている方がおられます。これは〇〇さんが亡くなられた時に、〇〇さんが農地の名義変更、相続の登記をされていないこととなります。続いて、7ページと8ページをご覧ください。農業委員訪問時の説明例を記載しております。これは実際に委員が訪問した時に、何をどこまで説明したらよいのか、特に委員の方に説明をしていただきたいことを書いております。まず、訪問して最初に伝えていただくことは、本市農業委員会では確認野帳で3年間休耕となっている農地を対象に、毎年農業委員が対象農地を見回り、耕作の状況等を見て「再生可能」か「再生困難」な農地かどうかを調査しております。その調査の結果、〇〇さんの所有している農地が再生困難な農地と確認をしました。9月4日に、〇〇さんの農地の確認依頼文を送付しましたが、ご覧になられたでしょうか、というような説明をお願いします。確認依頼文というのは、9ページをご覧ください。例として、このような鑑文を送付しております。次の10ページも同封しました。どこを再生困難と判断したかを載せてあります。7ページに戻ります。確認依頼文を見ていないと言われた方には、9ページと10ページの内容を本人に説明していただきたいと思います。内容を確認していただいて、その場ですぐに異議のありなしを答えられない人もおられるかと思いますが、答えられない場合は、後日委員による訪問を再度していただいて対応をお願いします。異議の無い場合は、非農地通知書を渡して下さい。異議のある場合は、例えば農地として活用予定であったという場合は、利用意向調査を事務局により、後日行いますということをお伝え下さい。地番の間違いは、後日事務局により再調査をするということをお伝えください。その他不明な点等があれ

ば、事務局へ連絡するように伝えて下さい。以上の内容について、委員の皆様にはしっかりと説明をしていただきたいと思います。7ページには、その他想定される質問内容のQ&Aになります。例えば、利用意向調査を行っている目的や法的な根拠や、8ページには、人の農地を一方向的に非農地と判断する法的根拠等を記載しております。あとは非農地にすることによるメリットも記載しております。11ページ、⑤対象農地の写真、12ページ⑥土地所有者の登記簿、13ページ、⑦土地所有者の農地の公図、これらを説明の補足資料として活用していただきたいと思います。次に14、15ページをご覧ください。⑧登記申請の手引きです。あくまで登記申請というのは、土地所有者の任意になりますので、特に委員から説明をしなくても構いません。本人がこちらの資料を見て任意で登記を行うことになります。16ページの⑨非農地通知書が、委員から実際に渡していただく通知書となります。右上の日付は空欄になっていますので、非農地として承諾をしていただければ、手書きで構いませんので、渡した日付を記入して下さい。17ページは、登記申請の記入例になります。実際に登記申請書も入っており、赤字の所だけ土地所有者さんに記入して押印していただくだけになっています。こちらもお渡ししていただくだけで、特に対応していただくなくてもよいと思っております。18ページは、相続がされていない場合の記入例になります。相続登記をされていない方は、こちらを見て赤字の所を記入して提出していただく形になります。19ページは⑩住宅地図（対象農地の所在がわかるもの）になります。法務局に持っていく書類は基本的にこの3つ、非農地通知書、登記申請書とこの対象農地が描かれている住宅地図になります。20ページは訪問先の住宅地図で、こちらを見て訪問先に行っていただければと思っております。最後に21ページ、訪問記録簿になります。記入例をご覧になって記入していただきたいと思います。また、電話番号が記入されていますので、訪問される前に連絡をしてから訪問して下さい。数回かけてもつながらない場合は、一度訪問していただき、空き家なのかどうなのか等の状況や、周りの住民の方に聞き取りをしていただき、10月25日の金曜日までに事務局に提出して下さい。非農地通知書を受け取らなかった、数回訪問したが渡せなかったという場合は、事務局に返却して下さい。一通り、説明いたしましたが、ご不明な点等があれば事務局へ相談していただきたいと思います。総会終了後に、1班から10班まで分けてあります封筒をお持ちいただきたいと思います。以上です。

会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	10番の相続未登記の件ですが、何代もずっと登記していなくても、当時の人と現在の人の名前を書くのでしょうか
事務局	これは現在の親族の方でしたら、誰でも構わないので、1名のお名前を記入して、捺印してもらえば申請できます。
〇〇委員	相続人でなくても、証明書が無くてもいいですか。
事務局	ただし、14ページにある申請の流れの相続が発生という所で、亡くなった方の除籍謄本、相続人の方の戸籍謄本が必要になります。申請するのは、親族の方1名が書いていただければ大丈夫です。
会長	地目変更ができるだけで、相続人が変わるわけではないので、できます。
〇〇委員	相続はまた別に手続きが必要になるということですね。
事務局長	地目だけの変更できますということです。何代も遡らないといけない場合は、書いてある書類を簡単に用意できないので、おそらく地目の変更もできないと思います。それよりも、今こうなっていますということをしっかりとお伝えして、台帳から除外したいということです。特別な説明をせずに通知書を送る例が多いですが、訪問をして、きちんと説明をした上で、台帳から除外するという事です。
〇〇委員	転作のカウントになるので、そのまま残しておきたいと言われたらどうしますか。
事務局長	転作のカウントにするべきではないですね。それは少し次元の違う話ですね。
〇〇委員	次元が違うけど、そう言われる方がおられるのではないかなと思います。
事務局長	仮にそうなった場合は、事務局の方で責任を持って話をさせてもら

	います。
〇〇委員	登記簿上の人が入院していて、話もできないし、押印もできないとなれば、奥様でも良いですか。
事務局長	まずは訪問して、関係の方にこの内容を伝えるということでお願いします。
〇〇委員	お父さんが判断できなくて、奥さんがわかりましたと言われた場合は、奥様の名前でもいいですか。
事務局長	構いません。7ページに異議のある場合と、無い場合を書きましたが、例えば意義のある場合、これからも農地として活用するとか、地番が違うなどあるかもしれませんが、以前、皆さんに確認させていただいて、農地として活用できないような所しか拾い上げていないつもりです。もしかしたら、そんな農地があることも知らなかったということもあるかもしれません。
〇〇委員	登記は無料でできますよね。
事務局長	地目の変更申請は、代償人に頼まず、ご自分でこの書類を記入して持っていけば無料です。
〇〇委員	変更するとなれば、本人が申請に行かれるのですよね。
事務局長	原則、本人です。郵送もあります。
〇〇委員	私達が持って行って、受け取っていただいたものについて、後追い調査はされますか。結局、本人が何もしませんでしたということがありますよね。
事務局長	受け取った時点で、了解したことになり、台帳からは除外されます。
〇〇委員	受け取りたくないと言われたら、どうするかですよ。
会長	農地台帳からは消えるけど、税務課の課税台帳には残りますよね。



事務局長	そこは連動します。あくまでも税務課は現況主義で課税しますので、例えば現在は田として課税していますが、ここは山林ですとなれば、田としての課税はしません。農地台帳から除外すると、この情報を税務課も共有しますので、それに応じた評価に変わります。
〇〇委員	登記上の課税ではないということですね。
事務局長	そうです。登記上の地目と課税上の地目とは別です。
〇〇委員	農地転用をする場合、もし家を建てる人がいたら非農地になっていても、登記上変わってなければ、もう一度申請を出さないといけないということですね。
事務局	転用申請をしないといけなくなるので、地目を変えていただければと思います。
会長	8ページにありますQ&Aの非農地に対することのメリットの所に、申請書を出せば課税評価が変わるといものがありますが、非農地通知を出せば変わりますということですね。
事務局長	課税の状態を本来あるべき形にするということです。わかりませんが、税務課も見回って、現況主義で課税していますから、必ずしも今回の行為で変わるといった所はないかもしれません。今の一番大事な所は、パトロールをして、台帳には田となっていたものが実際は違うということで、農業委員会は管理する対象にはしていきませんよということをお伝えしたいということです。
〇〇委員	来年になったら、固定資産税の通知の中から田が無くなるから、固定資産の評価額は下がるということですよ。
事務局	下がります。
事務局長	税務課が判断した現況の状態と、登記上の地目と、今2つが存在しますよね。これは登記上何かと聞かれば、農地台帳から外しても、地目を変更しない場合、登記上、田は田です。税務課に確認しないと正確なことはわかりませんが、登記上の地目は誰も変えられないの

	<p>で、登記上の地目は田のままだけど、現況は田ではなく山林なので、今年からこの額になりますといったことが分かるように送付をしているのか、税務課で確認をします。</p>
〇〇委員	<p>私達も農業所得を申告する時はそれを見て、固定資産税の分は費用としてみますよね。毎年見ているから下がったら分かりますよね。</p>
〇〇委員	<p>少し話は変わりますが、今登記上は田で残っているものを台帳から外しますよね。例えば、地目は田なので田に戻すことはありますか。</p>
事務局長	<p>私たちの想定では、もう戻せないし、戻さないという前提でやっています。しかし、場合によってはいろんなものを耕作できる土地にするかもしれませんが、それはその時の話です。</p>
事務局	<p>税務課で確認しましたので報告いたします。固定資産税の課税明細書というものがありますが、これには登記地目というものと課税地目という欄がありまして、登記地目は登記を変更しない限りは田と、課税地目が山林だと判定されれば山林と記載されています。それで評価額は山林で出されています。比べる時は前年度のもので比べていただくということになります。</p>
事務局長	<p>今回の内容をどうするか、登記の話をする際にどのくらい向こうに伝えるかを議論しました。話しやすい方もおられるし、どこまで私達が関わるかということです。便宜上、名前を書いて、押印するだけの物をお渡ししますが、これを使ったら便利ですよというつもりでお渡ししていますので、それを使われるかどうかは責任をもってご本人に判断してもらおうと思います。本来なら郵送して終わらせる所もある中で、対象者に伝えてから台帳から外すということを一度、実施しようとしています。イレギュラーなことがあるかもしれませんが、今回2人1組で5件から6件を回っていただいて、その反応を見て、次年度以降に変えないといけないこともあるかもしれません。いろいろな場合を想定して作っているつもりですが、まずは皆さんに訪問していただいて、改善していきたいという思いです。</p>
〇〇委員	<p>先ほどからリストを見ている9割近くが〇〇地区になるので、大変申し訳なく思っております。もし夜間に行かれる際は、頻繁にイノ</p>

	<p>シシやクマなどが出る恐れがありますので、十分に気を引き締めていただいて、お願いしたいと思います。</p>
会長	<p>鈴とか音楽の他に何か対処方法とかはありますか。</p>
〇〇委員	<p>日中はそうでもないのですが、夜間はタヌキやハクビシン、イノシシが駆け巡る所がありますので、鈴などを持って行っていただいて、十分に気を付けていただきたいと思います。皆さん家におられると思いますので、一度お電話で連絡していただけたらと思います。</p>
事務局長	<p>あまり面識のない方との電話での話となると伝わりにくいとか、びっくりされることもあるかと思いますが、皆様のご判断でお願いします。</p>
事務局	<p>今回、訪問していただくものにつきましては、活動記録簿の方にも記入をお願いします。活動記録簿の記入項目は耕作放棄地の発生防止・解消の所の、農地所有者等への働きかけの欄に記入をお願いします。4時間以内であれば三角、4時間を超えるものであれば丸で記入してください。活動メモの所に〇〇地区の誰々宅に行き非農地通知の説明をしたということを記入して下さい。よろしくをお願いします。</p>
事務局長	<p>あともう1点、私どもも担当が代わったり、農業委員の方も任期が来て代わったりしますと、後々問題があった時に、あの時どうだったかということを確認できるものが訪問記録簿しか無くなってしまいます。訪問して、あったことをできるだけ詳しく書いていただければと思います。当時、誰が誰に対してどんなことを話したということが後から分かるように、できるだけ詳しく、丁寧な記載をお願いします。</p>
会長	<p>他に無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> <li>2) 業務報告・予定</li> <li>3) その他連絡事項</li> </ol>

会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はありませんか。
〇〇委員	本日の農地パトロールは記録簿に記入しますか。
事務局	記入して下さい。耕作放棄地の発生防止・解消の農地パトロールの欄に三角と、総会の欄に三角の記入をお願いします。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。
職務代理	農地パトロール及び、その後の総会とお疲れ様でした。これから2人1組での訪問に行くこととなりますが、私も2人で相談しながら訪問したいと思いますので、皆さんも協力しながら、お願いしたいと思います。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。
	— 10月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 10 月 7 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 19 番 吉 江 秀 一

20 番 前 田 真 一 郎